

岡山県中小企業省エネ設備更新支援補助金募集要項

1. 事業の内容

エネルギー需要の増加や円安などを背景にエネルギー価格が高止まりし、中小企業者にとって厳しい状況が続いていることから、エネルギーの消費抑制によりコストを削減し、競争力の強化、生産性向上を図ることを目的に、県内中小企業者の省エネルギー設備の更新に必要な経費の一部を補助します。

2. 補助対象者

(1) 補助対象となる事業者

岡山県内に事業所等を有する中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者です。ただし、次のいずれかに該当する方は対象外となります。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
※自治体等の公的機関は大企業とみなす。
※ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって①～③の規定を適用しない。
 - ・中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・投資事業有限責任組合計画に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合
- ④岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- ⑤社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、消費生活協同組合、森林組合、各種共済組合、小型船海運組合、環境衛生同業組合等
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っている者
- ⑦県税に滞納がある者

(2) 補助対象の要件

中小企業者が計画したエネルギー使用合理化に向けた取り組みに要する、省エネルギー性能の高い機械及び設備であり、次に掲げる設備とします。

なお、対象となった設備は金額に関わらず償却資産として資産計上する必要があります。

- ①既存設備と更新設備を比較して、設備・機械メーカー又は納入業者等によって省エネルギー効果又は高効率効果が5%以上見込まれると証明されたもの
- ②令和8年12月31日までに納入並びに支払が完了するもの

※原則、既存設備の撤去も令和8年12月31日までに完了させること。

※ただし、一定期間、既存設備と並行稼働させる必要がある等のやむを得ない事情がある場合、交付申請時に理由書を提出すること。

(3)補助対象経費

既存の生産設備やサービスを提供するために必要な設備の更新にかかる設備装置費及び設置工事費、その他知事が特に必要と認める経費。

(4)補助対象とならない経費

- ①汎用性が高い物品等に要する経費（パソコン、タブレット等）
- ②申請者がエネルギー経費を負担していない設備の更新に要する経費
- ③設備等の設置場所の整備工事、基礎工事に要する経費
- ④既存設備の処分費用
- ⑤既存設備の改良・改修に要する経費
- ⑥消耗品（取得価格の単価が税抜10万円未満又は耐用年数1年未満のもの）
- ⑦設備等のリース・レンタルに要する経費
- ⑧中古品の購入に要する経費
- ⑨公租公課
- ⑩保守・点検料
- ⑪光熱水費・通信費
- ⑫保険料
- ⑬手数料
- ⑭申請書作成に要する経費
- ⑮補助事業の実施に係る自社の人件費、旅費
- ⑯支払利息及び遅延損害金
- ⑰申請者の関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の3親等以内の親族が経営する会社等）又は代表者の親族から購入等した経費
- ⑱国、県、市町村、公的・民間団体から交付される他の補助金が充当されている経費
- ⑲自社で所有していない物（リース物件等）及び他の補助事業で整備されたもので減価償却期間が到来していない物等の更新に係る経費
- ⑳建物、構築物の購入等に要する経費
- ㉑自動車等車両（道路運送車両法施行規則第2条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く）
- ㉒太陽光発電設備
- ㉓専ら居住を目的とした事業所又は居住エリアにおける設備や兼用設備
- ㉔上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

(5)その他共通事項

- ・補助対象経費には、消費税及び地方消費税並びに振込手数料は含まない。
 - ・補助対象経費に該当するものであっても、審査により減額査定することがある。
 - ・補助金額に端数が生じる場合は、これを切り捨て、千円単位で交付します。
 - ・事務所に設置する設備で補助対象となる設備は照明、エアコン、複合機、自社に設置するデータサーバー等
 - ・生産やサービスの提供に直接関わらない場所（駐車場、看板、従業員控室など）での使用を目的とする照明やエアコン等は対象外
- ※疑義がある場合は事務局へご相談ください。

3. 事業の実施期間

交付決定日から令和8年12月31日まで（期限までに納入・支払の完了しないものは対象となりません）となります。

ただし、申請時に事前着手届を提出した場合、令和8年5月1日以降に事前着手できますが、審査の結果、対象経費とならないこともあります。

4. 補助率等

補助対象事業の内容	補助率	補助限度額
設備等購入費、設備設置工事費、その他 知事が特に必要と認める経費 ※消費税は補助対象外	1/2 以内	上限：5,000 千円 下限： 500 千円

※申請は1事業者1回限りとなります。

5. 補助事業者の選定

交付申請のあったものについて、その申請要件及び必要書類等を確認のうえ受付し、受付の総額が予算の額に達した場合には、公正な抽選により補助事業者の候補を選定します。

6. 申請

(1)受付期間

令和8年5月1日（金）から5月29日（金）17時まで

(2)提出書類

以下の書類をすべてそろえたうえで、申請フォーム（<https://www.okachu.or.jp/shoene/>）より提出して下さい。

- ①補助対象経費明細表に記載された設備等に対応する見積書（その設備等の規格、仕様、価格、納期等概要が記載されたもの）及び同一条件の相見積書もしくは業者選定理由書

※納入期日、有効期限を明記すること

※下取り、売却をする予定の場合は下取りまたは売却額を明記すること。

- ②設備比較証明書（省エネルギー性能を証する書面）

- ③誓約書（暴力団排除関係）

- ④直近1期分の決算書の写し

（法人の場合）貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費内訳書・製造原価報告書又は完成工事原価報告書・株主資本等変動計算書・個別注記表

（個人事業主の場合）青色申告決算書

*個人事業主で青色申告決算書が提出できないものは、確定申告書第1表、第2表及び収支内訳書

*直近1期分の決算書の提出ができないものは、法人の場合は、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し、個人事業主の場合は、開業届の写し（税務署の受付印があるもの）

- ⑤県税に滞納がないことの証明ができる書類（各県民局又は地域事務所で発行する完納証明書）又は徴収の猶予を受けていることがわかる証明書の写し

※証明書の記載が「県税の課税なし」の場合、法人は「法人設立届」または「法人の従たる事務所等の設置届」、個人事業主は「開業届」の写しを提出してください。

- ⑥更新（入替）前の設備の写真（使用状況の分かるもの）

- ⑦その他、知事が必要と認める書類

7. 補助金に係る事務手続き

時 期	補助事業者	補助金事務局
<p>【申請手続き】</p> <p>※申請期間は令和8年5月1日～5月29日</p>	<p>電子申請</p> <p>※申請フォームから提出</p> <p>申請済通知</p> <p>受付通知</p> <p>※受付番号の付与</p> <p>交付決定通知</p> <p>事業開始</p>	<p>申請受理</p> <p>内容確認</p> <p>抽 選 ※予算額を超える申請があった場合</p> <p>正式受付</p> <p>審 査 ※修正作業</p> <p>交付決定</p> <p>※審査の結果、要件不備や補助金額が下限を下回ることが判明した場合、補助対象外となる場合があります。</p> <p>※交付決定は岡山県が行います。</p>
<p>【事業実施期間中】</p> <p>※交付決定後～令和8年12月31日まで</p>	<p>※交付決定後事業の開始（令和8年5月1日より前に発注や経費支出したものは補助対象外）としてください。</p> <p>※計画の変更・廃止等がある場合は令和8年11月末日までに申請してください。</p>	
<p>【補助事業完了後】</p> <p>※実績報告提出期限は事業完了後15日以内もしくは令和9年1月15日までのいずれか早い日</p>	<p>実績報告</p> <p>※申請フォームから提出</p> <p>差戻し通知</p> <p>※指摘事項を修正のうえ再度電子申請</p> <p>確定検査</p>	<p>申請受理</p> <p>内容確認</p> <p>不備あり</p> <p>確定検査</p>
<p>【補助金額確定後】</p>	<p>確定通知</p> <p>精算払請求</p>	<p>補助金額確定</p> <p>請求受理/支払</p> <p>※検査の結果、要件不備や補助金額が下限を下回ることが判明した場合、補助対象外となる場合があります。</p> <p>※補助金額確定、請求受理/支払は岡山県が行います。</p>

【補助金交付申請の手続き】

(1)交付申請書類の提出

「6. 申請」に記載の必要書類を準備し、申請フォーム (<https://www.okachu.or.jp/shoene/>) より提出していただきます。提出書類に不備がある場合には、修正をお願いすることがあります。なお、申請後の書類記載事項についての連絡のため、添付ファイルが受け取れるメールアドレスの記載が必須となります。また、申請にあたってサポートが必要な申請者は、設備設置場所の最寄りの商工会議所、商工会にご相談ください。

(2)選定方法

「5. 補助事業者の選定」に基づき選定を行います。

(3)補助金交付決定通知書の送付

申請内容の審査後、採択事業者へは岡山県より補助金交付決定通知書を送付します。また、不採択となった事業者についても結果を事務局から通知します。(選定経過、採択結果の内容等についての問い合わせには応じられません。)

<補助事業終了の手続き>

(1)補助事業の終了

補助事業者は、補助事業について令和8年12月31日までに終了する必要があります。

(2)実績報告書の提出

補助事業が完了したときは、その日から起算して15日経過した日又は令和9年1月15日(金)のいずれか早い日までに実績報告書を作成し、事務局へ提出していただきます。

(3)補助事業の完了検査

実績報告書の内容を事務局で審査した上で、必要に応じて事業所等を訪問し、責任者の立会いのもと、補助事業が適正に実施されているか確認を行います。

(4)補助金額の確定

完了検査等により補助事業が適正に実施されていると確認された後、交付すべき補助金の額を確定し、岡山県より補助事業者へ補助金確定通知書を送付します。

(5)請求書の提出

補助金確定通知書を受領後、補助金の請求書を提出していただきます。

(6)補助金の支払

補助金の請求書を受領後、補助事業者に対して口座振込で補助金を支払います。原則として補助金の支払いは補助事業完了後の精算払いです。

8. その他留意事項

- (1)この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けます。証拠書類(請求書、契約書、領収書等)は、事業を完了した後も保存する必要があります。また、会計検査院による検査が行われる際は、必要な書類の作成、現地調査等の対応が求められる場合があります。なお、証拠書類については、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

- (2)補助事業者は、補助金により取得し、又は効用が増した財産について、固定資産に計上するなど適切に管理し、補助事業の完了後も、補助金支給の目的に従いその効率的運用を図らなければなりません。
- (3)補助事業で改修した施設や設備等を処分する際には、事前に財産処分の承認が必要です。処分とは、補助金で復旧や取得した設備を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことを言います。処分する際には、必ず事前に連絡をいただき、事務局の指示に従ってください。

9. お問い合わせ先

岡山県中小企業団体中央会 省エネ設備更新支援補助金受付係

TEL：086-237-8770（平日：9:00～12:00,13:00～17:00）

Mail：shoene@okachu.or.jp

URL：https://www.okachu.or.jp/shoene/